

資 産 管 理 細 則

平成 1 2 年 月 日 制定

第 1 章 会 費

(会費の徴収方法)

第 1 条 根本自治会規約第 6 条の規定による会費は、毎会計年度内までに納入するものとする。

2 会費は、毎会計年度、会員及び賛助会員から現金により徴収するものとする。

3 会費の納入は、各組の組長さんを通じて行うものとする。

(会費の徴収基準)

第 2 条 会員から徴収する会費は、一世帯当たり 1 か月 2 0 0 円以上とする。

2 賛助会員から徴収する会費は、個人又は団体等の場合 1 か月 1, 0 0 0 円以上とする。

3 徴収する会費は、分割及び一括払（1 年分）とし納入するものとする。

(運営資産の管理)

第 3 条 会費は、事業運営経費以外の経費には使用することができない。

但し、役員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 会費の納入状況を常時明確にするとともに、資産は、信金及び銀行に預託するものとする。

(参加費等の受入れ)

第 4 条 本会の開催する行事につき、相当額を参加費として、その都度参加者から徴収することができる。

第 2 章 会 計 名

(資 産)

第 5 条 第 2 8 条の規定に基づく資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 流動資産 現 金
- 普通預金

定期預金
(2)固定資産 土地
建物
器具備品

(資産の繰入れ)

第6条 本会の会計名を一般会計とし、新たに施設整備運用基金を設
け積立金等の資産の一部を繰入れ、留保し管理することができる。
る。

附 則

この細則は、平成12年 月 日から施行する。